(仮称) 花輪線利用促進協議会

設 立 総 会



日 時:平成21年11月20日(金)15時~

会 場:盛岡市総合福祉センター

次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 議案第1号 (仮称) 花輪線利用促進協議会規約について
 - (2) 議案第2号 役員の選出について
 - (3) 議案第3号 平成21年度活動方針及び事業計画について
 - (4) 議案第4号 平成21年度収支予算について
- 3 その他
- 4 閉 会

花輪線利用促進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、花輪線利用促進協議会(以下「協議会」という。」と称する。 (目的)

第2条 協議会は、花輪線の利用促進を図るため、所要の活動を行うことを目的とする。

(事業)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 花輪線の沿線住民の利用啓発、利用促進に資する事業
 - (2) 花輪線の観光利用の促進に資する事業
 - (3) その他目的達成に必要な事業

(組織)

- 第4条 協議会の正会員は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 盛岡市、滝沢村、八幡平市、鹿角市、大館市
 - (2) 岩手県、秋田県
 - (3) 東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社
- 2 協議会の賛助会員は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) この会の趣旨に賛同する市町村
 - (2) 前項第1号に掲げる市町村に所在し、この会の趣旨に賛同する経済団体等
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、この会の趣旨に賛同するもの

(役員)

- 第5条 協議会に、次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 1名
- 2 役員は、正会員の中から総会において選出する。
- 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、補欠のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を 行うものとする。

(職務)

- 第6条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の経理を監査する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

- 第8条 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 総会は、第4条に掲げる正会員及び賛助会員(以下「会員」という。)をもって 構成し、次に掲げる事項を審議決定する。
 - (1) 事業計画の決定及び変更に関すること
 - (2) 予算及び決算に関すること
 - (3) 規約の制定及び改廃に関すること
 - (4) その他会長が必要と認めた事項に関すること
- 3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 会員は、やむを得ない理由により出席できない場合は代理を出席させることができることとし、その者の出席をもって当該会員の出席とみなす。
- 5 会議の議決は、出席会員の全員一致で決する。

(幹事会)

- 第9条 幹事会は、会長が招集し、協議会事務局の長がその議長となる。
- 2 幹事会は、正会員の所属する団体等の代表者が指名する者をもって組織し、次に 掲げる事項を審議する。
 - (1)総会に付議する事項に関すること
 - (2) 協議会の目的を達成するために実施する事業の企画、運営に関すること
 - (3) その他会長が必要と認める事項に関すること

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理させるため、会長が所属する市町村の担当部局に事務 局を置く。 (会計)

- 第11条 協議会の経費は、構成団体の負担金及びその他の収入をもってあてる。
- 2 負担金の額は、総会の議決を経て定める。

(会計年度)

- 第12条 協議会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終了する。 (雑則)
- 第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、平成21年11月20日から施行する。

役員の選出について

役職	所属団体名	氏名
会長		
副会長		
監事		

平成21年度活動方針及び事業計画について

1 活動方針

花輪線は、沿線住民の生活の足として、また、十和田八幡平国立公園や安比高原など沿線地域の主要観光地へのアクセスレールとしての役割を持つ、当地域における総合交通体系の核となる重要な存在です。

しかし、モータリゼーションの進展、沿線住民の人口減少、少子化による学生人口の減少、観光利用客への対応不足等により、利用者数は年々減少を続けています。

花輪線沿線は、高齢化や人口減少等による地域活力の減退等の課題を抱えており、花輪線の利用促進は、生活路線の確保及び沿線地域の振興にとって非常に重要な施策であります。

また、平成22年12月の東北新幹線新青森駅開業及び平成23年4月から実施される「青森デスティネーションキャンペーン」により、北東北を訪れる観光客の流れが大きく変化することが予想されることから、花輪線の観光利用の促進という視点からの対応が必要です。

こうした点を踏まえ、本協議会は、沿線自治体及び関係団体とJR東日本の緊密な連携のもと、

(1)沿線住民の利用拡大

(2) 観光客の利用拡大

に向けた活動を通じて、花輪線の利用促進を図ります。

平成21年度は、平成22年度からの本格的な活動に備え、課題に対応する効果的な事業実施に向けた準備を行うこととします。

2 事業計画

(1) 幹事会の開催

地域公共交通活性化・再生法に基づく法定協議会への移行も視野に入れつつ、平成22 年度からの本格的な活動に向け、課題の整理や長期的な事業計画に関する協議を行うため、 幹事会を開催します。

実施時期:適宜

(2) ホームページのリニューアル

JR東日本花輪線整備・利用促進期成同盟会のホームページの内容を見直し、本協議会ホームページとしてリニューアルを図ります。

実施時期:平成21年12月~平成22年3月

平成21年度 収 支 予 算

(収入の部) (単位:円)

科目	予算額	説	明	
1 負担金	380, 000	正会員負担金	38	80,000
		人口割	170,	, 000
		距離割	160,	, 000
		平等割	50,	, 000
2 承継財産	629, 689	JR東日本花輪線整備・	利用促進期成同盟会	会より
3 雑収入	311	預金利子等		
計	1,010,000			

(支出の部) (単位:円)

科目	予算額	説	明
1 会議費	25, 000	総会	5,000
		幹事会(費用弁償等)	20,000
2 事務費	118, 200	事務局事務費	90, 000
		• 旅費等	30, 000
		・郵便料	30,000
		• 消耗品等	30, 000
		全国鉄道整備促進協議会負担	15,000
		インターネット接続料	13, 200
3 事業費	200, 000	ホームページのリニューアル	
4 予備費	666, 800		
計	1, 010, 000		

平成21年度負担金算出基礎

	負担金(単位:円)			基礎数値		
市町村名	人口割 (A)	距離割 (B)	平等割 (C)	合計 (A) + (B) + (C)	人口 (単位:人)	線路延長 (単位:km)
盛岡市	50, 000	30, 000	10, 000	90, 000	300, 740	4.0
滝沢村	注) 20,000	0	10, 000	30, 000	53, 559	_
八幡平市	30, 000	50, 000	10, 000	90, 000	31, 079	52.8
鹿角市	30, 000	40,000	10, 000	80, 000	36, 761	28.0
大館市	40,000	40,000	10, 000	90, 000	82, 507	22. 1
合 計	170, 000	160, 000	50, 000	380, 000	504, 646	106. 9

(A) 人口割 (平成17年に国勢調査による市町村の人口に応じた負担)

区分	金額(円)
5万人未満	30, 000
5万人以上10万人未満	40, 000
10万人以上	50, 000

注)準沿線市町村である滝沢村は、半額とする。

(B) 距離割(市町村に敷設されている線路延長に応じた負担)

区分	金額 (円)
1km以上10km未満	30, 000
10km以上50km未満	40,000
50km以上	50,000

(C) 平等割 10,000円